

## 五所川原市遊びの広場遊具整備業務公募型プロポーザルに係る公告

五所川原市遊びの広場遊具整備業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年7月11日

五所川原市長 佐々木 孝昌

### 記

#### 1 業務概要

(1) 業務名 五所川原市遊びの広場遊具整備業務

(2) 業務内容

①遊具の購入

②遊具の配置（レイアウトの提案を含む）

③その他遊具に関する日常の点検方法等のマニュアル作成

※上記①から③については、別添「五所川原市遊びの広場遊具整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

④契約金額上限額の範囲内で上記①及び②並びに仕様書の他に、実現可能な範囲で遊具に係る追加提案を求める。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

ただし、遊具の納品、配置の期間は令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

#### 2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 公告の日において五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(4) 市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に担当部署（福祉部子育て支援課）へ連絡すること。

### 3 応募手続等

#### (1) 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1  
五所川原市福祉部子育て支援課保育係（担当：福士）  
電話 0173-35-2111（内線 2486）  
E-mail kosodate@city.goshogawara.lg.jp

#### (2) 実施要領等の交付期間及び方法

##### ア 交付期間

公告の日から令和7年7月25日（金）

##### イ 交付方法

（1）の場所で交付するほか、五所川原市ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 参加手続等

##### ア 参加申請書等の提出

参加希望者は、実施要領で示された書類を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和7年7月25日（金）17時00分まで
- ② 提出場所 （1）と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

##### イ 企画提案書の提出

参加資格要件を有し、企画提案書の提出を依頼された者は、実施要領で示された書類を添付し、次のとおり企画提案書を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年8月13日（水）17時00分まで
- ② 提出場所 （1）と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

### 4 スケジュール

	内容	期間
(1)	公募開始	令和7年7月11日（金）から
(2)	参加申請受付締切	令和7年7月25日（金）まで
(3)	参加資格審査結果の通知	令和7年7月30日（水）まで
(4)	質疑受付締切	令和7年7月30日（水）まで
(5)	質疑に対する回答	令和7年8月 4日（月）まで
(6)	企画提案書等の提出締切	令和7年8月13日（水）まで
(7)	ヒアリング・プレゼンテーション審査	令和7年8月20日（水）
(8)	審査結果の通知	令和7年8月27日（水）まで

## 5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積りの金額は契約上限金額を超過したとき。